

犯罪被害者やその家族への支援

我々の周りでは、事件事故が絶え間なく起こっており、いつ自分も遭遇するかわからない世の中です。自分に原因や責任がないのに事件に遭遇した被害者やその家族は、その心や体に大きなショックを受けます。犯罪そのものによる直接的な一次被害だけでなく、心身の不調（恐怖感、自責感、不安感、無気力・絶望感、緊張・動悸・下痢・吐き気、不眠・悪夢、感覚・感情のマヒ、現実だという感覚がないなど）が現れる二次被害もあります。二次被害には、安易な励ましや無責任なうわさ話、マスコミの取材・報道によるストレスなど『周囲の人の言動による傷つき』、治療費の負担や失職・転職による経済的困窮など『生活上の問題』、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担など『捜査・裁判に伴う問題』もあります。（山口県パンフレット「もしも犯罪被害に遭ってしまったら」より）

このような被害に対し、国は犯罪被害者等の権利利益保護を図るため、平成16年12月に犯罪被害者等基本法を制定し、県は「人権推進指針」に人権課題の一つとして「犯罪被害者とその家族への支援」を挙げて施策の推進をしています。そして、市町や警察、民間支援センターなど様々な関係機関が犯罪被害者やその家族への支援を協力して実施するようにしています。この体制がしっかり機能することが肝要です。

私も、今までたくさんの方を見送ってきました。その中でも突然の事故や病で急逝した方の場合を、決して忘れることができません。家族の気も狂わんばかりの嘆き悲しむ様子、意味不明な言動を行い、心がその場にない様子、その後も放心状態が続く様子、後追いも考えかねない様子を見ても、声をかけることもできませんでした。事故や病でさえそうなのですから、犯罪に巻き込まれた場合は想像もつきません。自分や家族が犯罪被害に遭った場合、恐ろしさの余り、人間性さえも失うのではないかと思います。

このように犯罪被害の深刻さをとらえ、我が身に降りかかる可能性もあることを考えると、犯罪の減少を図ることと共に、被害者救済が真に大切な課題だと理解できると思うのです。

犯罪の被害(交通犯罪を含む)に
遭われた方へ

事前予約制

無料

「一日面接相談所」開設

～一人で悩まないでご相談ください～

山口県西部地区にお住いの、犯罪(交通犯罪を含む)により被害に遭われた方、その家族の様々なご相談・ご要望に、山口被害者支援センターの相談員がお応えします。

開設日時

* 秘密は厳守し、相談は無料です。安心してご相談ください。

2020年4月～翌年3月までの間 原則:毎月第一火曜日 11:00～15:00

(第一火曜日が祝日に当たる場合は、翌週の火曜日となります。)

開設場所

下関市役所 本庁舎西棟5階(下関市南部町1-1 TEL 083-231-1111)

被害相談対象事件・事故

* 相談対象犯罪被害は、

- ・殺人(傷害致死)、強盗(致死傷)、傷害(全治1か月以上)、その他の身体犯
- ・強姦性交等罪・監護者わいせつ罪・監護者性交罪、強制わいせつ罪等
- ・重大な交通事故・事件(重傷3か月以上、交通死亡事故・事件)
- ・配偶者からのDV・ストーカー事件及び虐待事件
- ・窃盗、詐欺・横領等の財産犯を除く

犯罪被害者等とは、犯罪により被害に遭われた方及びその家族をいいます。

上記記載の犯罪を、被害相談対象としていますが、詳細は、下記の山口被害者支援センターまでお問い合わせください。

【事前予約等・お問い合わせ先】

公益社団法人 山口被害者支援センター

事務局 083-976-5152 (受付時間:9:00～17:00)

相談専用電話 083-976-5115 (受付時間:10:00～16:00)